

お知らせ

平成30年発生災害に伴う特例措置について（概要）

目的

平成29年7月九州北部豪雨及び9月の台風第18号災害に伴い、入札方式や配置技術者等について特例措置を講じたところです。これらの災害復旧事業等については、早期完成に向け鋭意工事を進めています。平成30年にも一定程度の災害が発生した地域において、公共土木施設の早期復旧及び災害関連工事の着実な執行を図ることを目的に、以下の対象工事等に対して特例措置を講じます。

対象工事等

平成30年発生災害に伴う災害復旧事業等のうち、工事内容が一般的で高度な技術を要しない工事を対象とし、原則、以下の工事とします。

1. 対象工事

標記に伴う災害復旧事業及び災害に関連する事業の工事

2. 対象工種

- ① 一般土木工事（土木一式工事）
- ② 舗装工事（コンクリート舗装工事等の特殊工事を除く。）
- ③ 法面表面浸食防止工事（とび・土工・コンクリート工事）

3. 対象土木事務所

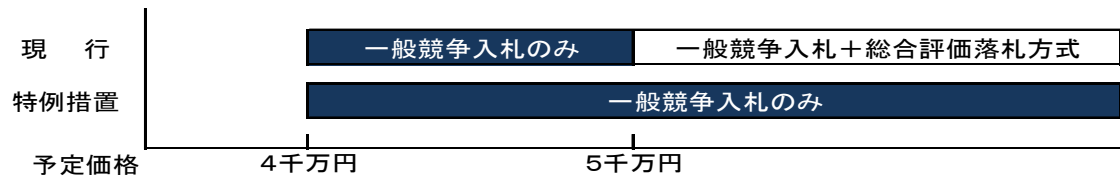
臼杵土木、佐伯土木、豊後大野土木、竹田土木、日田土木、中津土木

特例措置の内容

1. 総合評価落札方式について

予定価格5千万円以上でも、総合評価落札方式の対象としません。

※ 現行：予定価格5千万円以上・・・総合評価落札方式（実績タイプ・計画タイプ）



2. 配置技術者について

○専任主任技術者・・・現行は諸経費調整対象工事に限って兼任を可能としていますが、工事場所が直線距離で10km以内で密接な関係があると認められる場合は兼任可能（2件まで）とします。

※ただし、兼任できる工事は2件とも大分県が発注した工事で、2件のうちいずれかが上記対象工事の場合に限ります。

○専任主任技術者・・・契約日の前日までに直接的な雇用関係があることとします。

又は専任監理技術者 ※ 現行：入札申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

3. 現場代理人の兼務について

以下の要件を全て満たす場合は、現場代理人の兼務を認めます。（なお、兼務ができる工事は2件とします。）

- ①2件の工事場所が直線距離で10km以内又は同一の市町村内であること。
- ②それぞれの工事の請負代金額が3,500万円未満であること。
（ただし、いずれかの工事が3,500万円以上であっても、当該工事に配置された主任技術者が災害特例によって兼任を認められた場合は、当該工事の現場代理人の兼務を認める。）
- ③兼務する2件の工事が大分県土木建築部の発注機関によるものであること。
- ④兼務する2件の工事又はいずれかが上記対象工事であること。

4. 市が発注する災害復旧工事の現場代理人の兼任について

市と県との間で、事前協議が整い、市が発注する災害復旧工事（平成29年及び平成30年災害に限る。）について、工事箇所が県発注工事に近接し、一体的に施工することが合理的であると判断された場合で、市が随意契約するものに限り、市が発注する災害復旧工事の現場代理人の兼任を認めます。

特例措置の適用時期

平成30年12月19日以降、入札公告又は指名通知を行う工事について適用します。